

生駒市監査委員告示第8号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定による監査請求について、同条第4項の規定により監査を行い、その結果を請求人に対して通知したので、これを公表する。

平成22年7月21日

生駒市監査委員 藤 本 勝 美
生駒市監査委員 井 上 圭 吾
生駒市監査委員 井 上 充 生

第1 監査の請求

1 請求人

2 請求書の提出

平成22年5月24日

第2 請求の要旨

請求書及び請求書に添付された事実を証する書面並びに陳述時の補足説明等によれば、本件請求の要旨は次のとおりである。

1 請求の対象行為

生駒市が生駒市自治振興補助金交付要綱(平成20年4月1日施行。以下「交付要綱」という。)に基づき平成20年度に市内123自治会に対し自治振興補助金(以下「補助金」という。)を交付したが、このうち交付要綱の趣旨に違反している自治会に対し、交付要綱第6条の規定に基づく補助金の一部又は全部の返還請求を市長が怠っていること。

2 対象行為が違法又は不当であることの理由

交付要綱が改正され、平成20年4月1日から自治会長活動交付金(以下「会長交付金」という。)が廃止された。しかし、一部の自治会では、従来どおり会長交付金の名目で自治会会計の収入処理又は支出処理を行っている。このことは、明らかに交付要綱の趣旨に違反する。補助金の交付を受けた自治会が交付要綱に違反したときは、市長は補助金の一部又は全部の返還を命ずることができるが(交付要綱第6条)、市長が違反した自治会に対して補助金の返還請求を行っていないことは違法又は不当である。

3 求める措置内容

平成20年度に補助金を交付した自治会のうち交付要綱の趣旨に違反している自治会に対し、市長が交付した補助金の一部又は全部を返還請求するよう、市長に勧告することを求める。

第3 監査の実施

1 証拠の提出及び陳述

請求人に対して、自治法第242条第6項の規定により、平成22年6月11日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。これに対し、請求人から請求内容の補足説明があった。新たな証拠の提出はなかった。

2 監査の対象事項

生駒市が平成20年度に交付要綱に基づき交付した補助金につき、会長交付金の名目で自治会会計の収入処理又は支出処理を行っている自治会に対し、市長が補助金の一部又は全額の返還を求めていることが違法又は不当に財産の管理を怠る事実であるか否かを監査の対象とした。

3 監査の対象部局等

生駒市市長公室市民活動推進課を監査対象とし、必要な資料の提出を求めるとともに、平成22年6月11日に市長公室長、市民活動推進課長、市民活動推進課課長補佐及び市民活動推進課自治振興係長から事情聴取を行った。

第4 監査の結果

主文

本件請求を棄却する。

事実及び判断理由

1 事実関係の確認

本件請求書及び提出された事実証明書並びに関係職員の事情聴取及び提出された資料に基づき、次のように事実を確認した。

(1) 補助金の交付

生駒市は、行政の円滑な推進に資するため、市の各種行政事務事業及び住民自治意識に基づく生活環境の整備等住み良い地域社会づくりに寄与している自治会に対し、その活動を支援するため、交付要綱に基づき補助金を交付している。

平成20年度は、121の自治会に対して62,407,950円を交付している。

なお、請求人は対象自治会を123としているが、平成21年4月1日に自治会数が2

増加し123となったものである。

(2) 交付要綱の改正

交付要綱は平成20年4月1日に改正された。改正前は、自治会に対してはその活動に要する経費に充てるため補助金を、自治会長に対しては各種行政事務事業に係る連絡調整、活動協力費として会長交付金を交付していた。しかし、自治会長が行う自治会内における活動と市の各種行政事務への協力、連絡調整活動とは切り離して考えにくくなってきたため、補助金と会長交付金を一本化し、補助金として自治会に交付することとした。交付要綱の改正前と改正後の補助金の概要は次のとおりである。

【改正前】

4月1日現在において存在する自治会

補助金	均等割額	1自治会につき年額100,000円
	世帯割額	4月1日現在における当該自治会の世帯数に850円を乗じて得た額
会長交付金	均等割額	自治会長1人につき年額60,000円
	世帯割額	4月1日現在における当該自治会の世帯数に300円を乗じて得た額

4月2日から9月30日までに新設された自治会

補助金	均等割額	1自治会につき年額50,000円
	世帯割額	10月1日現在における当該自治会の世帯数に425円を乗じて得た額
会長交付金	均等割額	自治会長1人につき年額30,000円
	世帯割額	10月1日現在における当該自治会の世帯数に150円を乗じて得た額

【改正後】

4月1日現在において存在する自治会

補助金	均等割額	1自治会につき年額160,000円
	世帯割額	4月1日現在における当該自治会の世帯数に1,150円を乗じて得た額
会長交付金	廃止	

4月2日から9月30日までに新設された自治会

補助金	均等割額	1自治会につき年額80,000円
	世帯割額	10月1日現在における当該自治会の世帯数に575円を乗じて得た額
会長交付金	廃止	

(3) 補助金の返還

補助金の交付を受けた自治会が、交付要綱に違反したときや補助金交付の際に市長が付した条件に違反したとき、又は偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、市長は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる(交付要綱第6条)。

(4) 自治会における補助金の処理

各自治会から提出された平成20年度の決算書において、収入の部又は支出の部に「自治会長活動交付金」との記載がされている自治会があった。関係職員の説明によれば、これらの記載がされたのは、交付要綱改正の初年度であり、自治会長の交代等による事務引継ぎが不十分であったことなどに原因があったと考えられたことから、これらの自治会に対しては、交付要綱の改正趣旨をあらためて説明し、理解を得たとのことである。各自治会から提出された平成21年度の決算書においては、会長交付金を計上している自治会はなかった。

自治会の決算書の収入又は支出の部に「自治会長活動交付金」との記載があっても、それらは単なる記載の誤りであり、交付要綱に違反することはないため、市長は補助金の返還を求めているとのことである。

2 判断

交付要綱は平成20年4月1日に改正され、自治会に交付されていた補助金と自治会長に交付されていた会長交付金が一本化され、両者を合算した額が補助金として自治会に交付されることとなった。これは、会長交付金の交付対象であった自治会長の各種行政事務についての連絡調整や協力活動と自治会長としての固有の活動とを区別することが困難となっていることや、各自治会によって会長交付金の使途が異なり、交付目的が不明確になってきたことから、補助金に一本化されたものである。この補助金は、自治会の諸活動を支援するために交付されているが、その使途は特定されていない。使途は、自治会が自主的に決定すべきものであり、その使途が補助金交付の趣旨、目的を逸脱する不当なものでない限り、自治会の自由裁量に委ねられていると考えられる。

平成20年度の決算書の収入の部に「自治会長活動交付金」と記載している自治会があるが、それは記載としては事実と相違し適切さに欠ける点はあるが、あくまでも決算書の記載上の問題であり、その記載をもって直ちに交付要綱の趣旨に反するとまではいえない。また、支出の部に「自治会長活動交付金」と記載している自治会があるが、自治会が自治会長に対し活動のための費用を支払うか、支払うとしていくら支払うか、どのような名目で支払うかなどは各自治会が自主的に決めることである。その支払いが「自治会長活動交付金」という名目であったり、改正前の「自治会長活動交付金」と同額であったとしても、それを不当ということとはできない。

したがって、自治会が平成20年度の決算書において、その収入または支出の部に「自治会長活動交付金」と記載したことをもって、交付要綱に違反するとはいえない。

よって、市長が交付要綱第6条の規定による補助金の返還請求を違法又は不当に怠っているとは認められないので、主文のとおり判断する。

以上